

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

工事名：塗装改良工事（2025-湾岸）		
問合せ日： 2026 年 2 月 19 日 回答日： 2026 年 2 月 26 日		
記載箇所	質問	回答
1. 数量総括表P3	1. 既設構造物の施工面高さが、1.5m以上あると考えられますが、中段足場の表記・数量がありません。設計変更の対象にはなりませんか？	1. 施工面高さが、1.5m以上ある箇所については、中段足場を計上しており、設計変更の対象とはなりません。
2. 数量総括表P4	2. パイプ吊足場（側面橋梁補修足場）の面積の集計が、なされていない箇所があります。 海P-209ランプ部44m2・海P-210本線77m2 上記数量を合計した数量で清算したほうがよろしいでしょうか？	2. パイプ吊足場の数量については、【1-2_金額を記載しない設計書(2)P.4】に記載の通りで計上して下さい。 なお【1-2_金額を記載しない設計書(2)P.4】パイプ吊足場（側面橋梁補修足場）規格 高速道路上の数量は、海P-209ランプ部77m2・海P-210本線0m2となっております。
3. 第6章仮設費6-1	3. 「旧塗膜の溶質試験」の検体数としては1検体とあります。 「数量総括表」P6には、2検体と記載されています。 どちらの数量で積算を行えばよろしいでしょうか。	3. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)P.6 6-1】には1検体に対し3項目の検査を行うことを記載しており、検体数としては【1-1_金額を記載しない設計書(1)9頁】に記載の通り、2検体でお考え下さい。

<p>4.</p>	<p>4. 現場塗装の素地調整(1種ケレン)を施工する際は、養生シートは計上されていますが、全面板張り防護(側面、天井部を含め)が必要と思われます。設計変更の対象になりますか。</p>	<p>4. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)P.4 5-2-1】に記載の通り、監督員が認めたものについては、設計変更します。</p>
<p>5. 特記仕様書P.3 3-7</p>	<p>5. 橋脚足場についても、1種ケレンを施工の際は四方全面板張り防護が必要と考えられます。設計変更の対象となりますか。</p>	<p>5. 【1-3_金額を記載しない設計書(3)P.4 5-2-2】に記載の通り、監督員が認めたものについては、設計変更します。</p>